

愛知連盟・ソウル北部連盟友好提携30周年記念事業

第16回愛知連盟・韓国ソウル北部連盟ローバース緑化プロジェクト派遣

派遣員募集要項

2023年11月10日

愛知連盟と友好関係にある韓国・ソウル北部連盟とのローバースカウト同士の共同プロジェクトとして位置づけ、平成19年度より実施されており、コロナ禍3年間の中断を経て今回で16回目の派遣となる。

また、本年度は、更に友好提携30周年記念事業の一つと位置づけての派遣とする。

なお、本事業の植樹にかかる経費は、公益社団法人愛知県緑化推進委員会の国際協力費を費用として充て実施しており、派遣員が主体となって、計画、実施を行い、ローバースカウトとしての国際貢献を目指す。

名 称	愛知連盟・ソウル北部連盟友好提携30周年記念事業 第16回愛知連盟・韓国ソウル北部連盟ローバース緑化プロジェクト派遣
期 間	令和6年5月10日（金）～ 12日（日） 2泊3日
場 所	韓国 ソウルとその周辺
主 催	一般社団法人 日本ボーイスカウト愛知連盟 韓国ソウル北部連盟
目 的	・植樹を通じた、両連盟ローバースカウトの交流と社会貢献 ・公益社団法人愛知県緑化推進委員会の「国際協力」活動の一環としての植樹の実施 ・両国の文化交流
人 員	ローバースカウト8名程度 引率指導者(アドバイザー)若干名、その他指導者若干名
経 費	1) 派遣経費は1人当たり約10万円が見込まれる。航空運賃等の調整が行われた後に参加者負担金が定められる。 2) 上記予算には、服装・準備訓練等に要する経費、派遣期間中の小遣いは含まない。これらは、個人の負担となる。
日 程	※日程は調整中につき変更となることがある。 10日(金) 中部国際空港→ソウル・仁川国際空港へ移動 ソウル北部連盟スカウトと顔合わせ・植樹に関する打ち合わせ 11日(土) ソウル市内またはその周辺にて植樹活動、ソウルRSとの交流、本派遣の今後に関する話し合い 12日(日) ソウル市内観光 ソウル・仁川国際空港→中部国際空港

応募資格 次の各区分により、それぞれの各項を満たしていること

〈ローバースカウト〉

- (1)令和6年4月1日現在、愛知連盟に登録のある18歳以上25歳以下のローバースカウト、または成人指導者であること。
- (2)簡単な英語または韓国語が理解でき、最低限の会話ができること。
- (3)スカウト運動に積極的に参加しており、帰国後も積極的に参加する者。
また、11月に開催する「どんぐり交流会」に参加し、本緑化プロジェクトの概要を報告できること。
- (4)事前訓練に出席できる者。
- (5)心身ともに健康で、海外派遣に耐える体力があり、かつ、派遣団員としての行動がとれる者。

〈引率指導者〉

- (1)令和6年4月1日現在、愛知連盟に登録のある成人指導者であること。
- (2)応募時点でウッドバッジ研修所修了以上の指導者研修歴を持つ者（ベンチャースカウト課程・ローバースカウト課程が望ましい）。
- (3)心身ともに健康で、海外派遣に耐える体力があり、かつ日常会話程度以上の英語または韓国語力がある者。
- (4)派遣団・引率指導者としての役務を果たし、またスカウトを指導するに適した経験と人柄を有する者。

参加申込 (1)上記の資格を有する参加希望者は必要書類を調べ、所属隊・団・地区の推薦を受け、指定する期日までに申し込む。申込用紙は日本連盟海外派遣参加申込書とする。

URL : http://www.scout.or.jp/for_members/downlordcenter/

- (2)愛知連盟事務局に必要書類（指導者・スカウト別海外派遣参加申込書、健康調査書、いずれも所定の書式、各一通）にパスポートコピーを添え、令和6年1月26日までに行う。
- (3)派遣の内定は、令和6年3月2日（土）に実施予定の面接選考会ののち内定し、令和6年3月上旬に申込者宛に連絡する。

面接選考会 日時：令和6年3月2日（土）13時30分～（予定）

場所：イーブルなごや 会議室（予定）

派遣内定者は、参加者負担金を、令和6年4月末日までに愛知連盟事務局へ納入する。

- (4)派遣内定者は出発までに準備訓練を行う。日程は別に定め、追って連絡する。

- (5)問い合わせ・申し込み先

一般社団法人 日本ボーイスカウト愛知連盟事務局

〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎6階

（令和6年2月23日以後は、旧名古屋市中村区役所庁舎へ移転予定）

- (6)次のような場合は、当該派遣を延期または中止をすることがある。

- ・外務省による渡航先国または地域への渡航延期勧告または危険情報の発出等。
- ・外務省による渡航先国または地域での新型インフルエンザ・SARS・新型コロナウイルス感染症等の感染症情報の発出等。
- ・その他、派遣実施に支障があると判断された場合。

以 上